R1.11.26市長記者発表 資料

【資料】伐採に係る届出等の説明

普通林（佐伯市）

伐採及び伐採後の造林の届出書

森林法第10条の8伐採届（事前）（伐採を行う者・森林所有者→市）

伐採届の内容を確認し、適合通知書等の送付

適合通知書裏面に伐採についての留意事項を記載し、
別途ガイドラインも添付し、注意喚起を行っており、
令和2年1月1日以後は伐採完了報告書の様式を添付する。
（市→伐採者を行う者・森林所有者）

①～令和元年12月31日

②令和2年1月1日～

市独自の取組→チェック体制強化

伐採が完了したら

伐採完了報告書

完了処置を行った写真及び
チェックリストを添付
（伐採を行う者→市）

※提出がない場合は、伐採を行う者に状況確認を行う。

造林が完了したら

伐採後の造林の状況報告書の提出

（伐採を行う者か森林所有者→市）

保安林（大分県）

伐採の種類により伐採許可申請書若しくは伐採届出書を県に提出する必要があります。

県南部振興局（普及員）・
市と連携指導体制の確立
（研修会等の開催）

【効果】

伐採現場の適正な処置へつながる